

事務連絡  
令和2年4月14日

関係団体各位

大阪府知事 吉村 洋文

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請等について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

これまで、新型コロナウイルス感染症への対応にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本府では、4月7日、国の緊急事態宣言を受け、本部長（知事）が、緊急事態措置として府民に対する外出自粛の要請や主催者に対するイベントの自粛の要請を行ったところです。

その後、府内の感染者は急激に増加するとともに、感染源不明の患者も増加しております。また、緊急事態宣言直前との比較では、梅田・難波とも、国の基本的対処方針で示されている「最低7割、極力8割」の減少が達成できていない状況であり、専門家から「使用制限等は要請すべき」との意見がありました。

これを受け、本府では、4月13日に第12回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「外出自粛の要請」と「イベントの開催自粛の要請」だけではオーバーシュート（感染爆発）の危険性があることから、新たに「施設の使用制限の要請」等を行うこととしました。

府内各団体・企業におかれましても、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

あわせて、別添参考資料3について、周知にご協力をお願いいたします。

今後も、府民の安全・安心の確保、感染の拡大防止に向けて、全力で対応してまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

別添参考資料1 施設の使用制限の要請等について

(新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置)

(令和2年4月13日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)

別添参考資料2 【参考】施設使用制限対象施設一覧

別添参考資料3 府民の皆さまへ（チラシ）

問い合わせ先 代表 06-6941-0351

本通知について

経営支援課 高岸、西河、小原、末次（内線 2620）

直通 06-6210-9500

上記要請について

災害対策課 塩瀬、永島（内線 4710）